

# 一般社団法人日本乳幼児精神保健学会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本乳幼児精神保健学会と称する。英文名は Japanese Association for Infant Mental Health とし、略称は、JAIMH とする。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、日本において、受胎から5歳までの乳幼児とその家族の健康と福祉の向上をもたらすための臨床・科学的研究・啓発に関する活動を、地域の実践に根ざした多職種連携をもとに推進することを目的とする。なお、これは、世界乳幼児精神保健学会の理念と一致するものである。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児と養育者の心身の健康にとって質の高い臨床実践を促進するために、乳幼児期の最適な発達をもたらす環境と乳幼児－養育者関係に関心のある人々に研修事業
- (2) 乳幼児期の精神発達がその後の発達に与える影響等、より良い臨床実践のための調査・研究事業
- (3) 乳幼児期の最適な発達をもたらす環境と乳幼児－養育者関係について社会啓発し、政策提言に取り組む事業
- (4) 乳幼児精神保健の専門家養成を推進する事業
- (5) 地球規模の災害下の乳幼児と家族を支援する活動を行い、これを促進する事業
- (6) 世界乳幼児精神保健学会の支部としそれに関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 会員、社員

### (会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の5種類とする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 賛助会員
- (4) 学生会員
- (5) 名誉会員

2. 前項の各会員となるものは、次の各号に定めるところによる。なお、(1)(2)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)に規定する社員とする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した乳幼児精神保健に関する

知識・技量・経験を有する個人とする。この者は法人法に規定する社員とし、総会への参加・議決権を有する。

- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した法人又は団体とする。この法人又は団体は法人法に規定する社員とし総会への参加・議決権を有する。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人、法人又は団体とする。総会への参加・議決権を有しない。
- (4) 学生会員 大学生又は大学院生で、当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人とする。総会への参加・議決権を有しない。
- (5) 名誉会員 当法人に対して特に功労のあったものとして、理事の過半数の決議により推薦し、理事会の承認を得た個人とする。総会への参加・議決権を有しない。社員総会に出席し意見を述べることができる。

### (入社)

第7条 個人会員、団体会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、個人会員1名の推薦により本会所定の入会申込書とともにその年度の会費および入会金を添えて申し込み、理事の過半数の決議による承認を得なければならない。

### (経費等の負担)

第8条 個人・団体・学生・賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は会費の納入は要しない。

### (社員の資格喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 会費の2年間滞納があったとき。
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退社)

第10条 退会を希望する会員は、その旨を文書で代表理事に提出し、任意に退会することができる。但し、1か月以上前にこの法人に対し予告するものとする。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事の過半数の決議を経て、社員総会において、操会員(個人会員及び団体会員)の半数の出席があり、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 法令、この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. この場合、当該会員に対し社員総会の1週間前までに、理由を付して、除名する旨を通知し、社員総会に於いて弁明の機会を与えるものとする。

### (抛出金品等の不返還)

第12条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

### (総会の構成)

第14条 社員総会は、個人会員、団体会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、個人会員、団体会員1名につき1個とする。

### (社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2. 社員総会はインターネットシステム(Web会議)により開催することができるものとする。

### (招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

### (定足数)

第17条 当法人の社員総会の決議における定足数は、法人法49条1項に規定するとおり総社員の議決権の過半数を有する社員が出席することとする。

### (決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令もしくはこの定款に特別の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

### (議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

### (議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

### (員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

### (選任等)

第22条 理事及び監事は、別に定める役員候補者選挙規定に基づき法人会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、社員総会において、総社員(個人会員及び団体会員)の半数以上の出席があり、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決する。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### (取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除)

第29条 第29条 当法人は、役員一般の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

#### (招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

#### (理事会の開催)

第33条 理事会はインターネットシステム(Web会議)により開催することができるものとする。

#### (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれにあたる。

#### (決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### (理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 計算

#### (事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 委員会

### (設置等)

第42条 本法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2. 委員長は、その目的とする事項について、理事会に報告する。
3. 委員会の構成および運営に関する必要な事項は理事会の決議により定める。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第43条 本法人は、第4条の法人事業を遂行するため、事務局を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第9章 支部

第44条 本法人は事業を円滑に運営するため、理事会の決議により支部を置くことができる。

2. 支部の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において、総社員(個人会員及び団体会員)の半数以上の出席があり、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決することにより変更することができる。

### (解散)

第46条 当法人は、社員総会において、総社員(個人会員及び団体会員)の半数以上の出席があり、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決することにより、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第148条第2号に基づき解散する。

### (残金財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 附則

### (最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

### (運営細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。